

○一部事務組合下田メディカルセンター管理者の職務を代理する職員を定める規則

平成9年4月25日
共立湊病院組合規則第8号

改正 平成19年4月1日共立湊病院組合規則第1号

改正 平成24年4月23日共立湊病院組合規則第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定による管理者の職務を代理する上席の職員については、事務局長の職にあるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日共立湊病院組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月23日共立湊病院組合規則第2号）

この規則は、平成24年5月1日から施行する。